

（「冬期間の安全・安心な交通確保について」別紙）  
チェーン規制区間、予防的通行規制区間について

平成30年12月に新たに定められたチェーン規制区間においては、「大雪に関する緊急発表」や「大雪特別警報」がなされるような異例の降雪時に、チェーン装着車以外の車両の通行を制限する措置（チェーン規制）を実施する場合があります。

チェーン規制区間

- 一般国道8号 : 福井県あわら市熊坂～あわら市笹岡 延長3.2km
- E8北陸自動車道 : ①木之本IC～今庄IC 延長44.7km
- ②丸岡IC～加賀IC 延長17.8km

チェーン規制時には、チェーン非装着車については、引き返すか、車両待避スペース等での待機をお願いします。

また、県内（県境部）の直轄国道においては、過去にスタック車両が発生した区間を「予防的通行規制区間」に設定しており、一時的な通行規制を行って除雪を行うことがあります。高速道路においても、大雪が予想される場合には、直轄国道と同様に、「予防的通行規制」により集中除雪を行うことがあります。

予防的通行規制区間（直轄国道）

1. 一般国道8号：福井県あわら市牛ノ谷～坂井市丸岡町羽崎 延長17.2km
2. 一般国道8号：福井県越前市塚原～敦賀市岡山 延長33.4km
3. 一般国道8号：福井県敦賀市岡山～（県境）～**長浜市西浅井町塩津 延長20.4km**
4. 一般国道27号：福井県三方郡若狭町気山～小浜市遠敷 延長24.9km
5. 一般国道27号：福井県大飯郡高浜町六路谷～  
京都府舞鶴市北田辺 延長16.3km
6. 一般国道161号：福井県敦賀市疋田～  
滋賀県高島市マキノ町野口 延長12.8km
7. **一般国道158号E67永平寺大野道路：福井北IC～大野IC 延長25.8km**

\* 赤字部分は、令和3年度の追加設定箇所

通行止めの目安は、地形、気温等によって異なりますが、1時間の降雪量で5cm/h以上が継続するような場合となります。

チェーン規制、予防的通行規制は、いずれも、長時間の通行不能を防止するため、集中的な除雪を実施するもので、短期間の集中的な大雪時には、人命を最優先し、大規模な車両滞留を徹底的に回避するために、広範囲の計画的・予防的通行止めや除雪能力を超える降雪に対し高速道路と並行する国道等の同時通行止めを実施し、集中的な除雪作業を行う場合もありますので、御理解と御協力をお願いします。